

「保険料控除証明書ハガキ」見本 例①：地震保険料控除証明書ハガキ

郵便はがき

料金後納郵便
MS&AD
三井住友海上

親展
重要

1AH10000016#

保険料控除証明書

「年末調整」または「確定申告」の際にご使用
できますので、大切に保管してください。

お聞き合わせ先
☎ 0120-993-733
受付時間：平日 9:00~20:00
土日祝日 9:00~17:00

〒270-1381 千葉県印西市大塚2-2-1
三井住友海上火災保険株式会社 営業事務部
AAA: []
023: []

●ご案内は内側にあります。
水に濡れているときは、十分に乾かして、ゆっくりにくいにはがしてください。

日頃より三井住友海上をご利用いただきありがとうございます。
右記二枚の「保険料控除証明書」をお送りいたします。「年末調整」または「確定申告」の際にご使用できますので、大切に保管してください。

【地震保険料控除制度の概要】

＜対象となる契約＞
①地震保険
地震・噴火・津波による居住用財産(※1)の火災、損壊、埋没または流失によって生じた損害を補償する地震保険の契約
〔注〕保険契約者ご自身、もしくは保険契約者と生計を共にされる配偶者その他の家族が所有し、常時その住居として使用される建物またはこれらが所有する家財が対象となります。
②地震保険以外に損害賠償保険契約(年払積立損害賠償・積立傷害保険・積立火災保険等)のうち、以下すべてを備えている契約は「地震保険料控除制度における経過措置」の対象となり、保険料控除が適用されます。
・保険期間の開始日が平成18年12月31日以前のご契約
・平成19年1月1日以後、保険料の変更を行うご契約内容の変更手続がないご契約(※2)(※3)
〔注2〕地震保険部分の保険料の変更(地震保険の中途解約を含む)は「地震」発生には適用しません。
〔注3〕保険料の変更を伴うご契約内容の変更手続がある場合は、その年の1月1日にさかのぼり、経過措置の対象外となります。

＜保険料控除の適用限度額＞ (平成29年9月現在)

所得税(国税)	①地震保険料(※)	②経過措置が適用される長期損害賠償保険料(※)
年間50,000円限度(地震保険料全額)	年間15,000円限度 ただし、地震保険料と合計で50,000円が限度 ・10,000円まで……………保険料全額 ・10,000円超30,000円まで……………保険料の1/2+5,000円 ・20,000円超……………一律15,000円	年間10,000円限度 ただし、地震保険料と合計で25,000円が限度 ・年間50,000円以内……………保険料全額 ・50,000円超……………一律10,000円

個人住民税(地方税)
年間25,000円限度(地震保険料の1/2)

〔※〕①②の合計控除限度額は、所得税50,000円、住民税25,000円です。
ただし、一つのご契約(証券番号単位)で地震保険料と長期損害賠償保険料の両方に該当する場合は、いずれか一方の控除のみ適用できます。

■契約内容に変更がある場合は、必ず先頭に記載の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
ご住所の変更は、当社ホームページ(http://www.ms-ins.com)の「お客さまWebサービス」または、スマートフォンアプリ「スマ保」(※4)からご連絡いただけます。ご契約内容についてはご利用いただけません。

＜保険の対象の所在地＞
[]

ご契約の取扱代理店 []

平成29年分 **地震保険料控除証明書** **重要**

保険契約者 []
証券番号 []
保険の種類 地震保険
保険の対象 建物
家財
保険期間 平成29年 1月25日から 5年間
地震保険
控除対象保険料 7,070円
上記保険料は、所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料に該当するものです。

控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。

平成 29年 8月 13日 三井住友海上火災保険株式会社
東京都千代田区千代田 1-1-119

＜ご注意＞
1. 上記は左面の「地震保険」に該当するご契約です。
2. 上記の控除対象保険料は、本年8月末のご契約内容に基づき、上記証券番号号における平成29年1月1日から平成29年12月31日までのお支払い保険料を控除対象保険料として表示しています。
・控除対象とならない保険料は含まれていません。
・分割払のご契約におきましては、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの保険料を所定の払込期にお支払いいただいたものとして算出しています。
・一時払等のご契約は、保険期間中で割って算出しています。
・本年9月以降にご契約内容の変更手続等された場合は、控除対象となる保険料が変更となる場合があります。
3. 本年中に保険契約の継続手続を行い、保険料のお支払いをされた場合は、継続契約の保険証券には地震保険料控除証明書もあわせてご届出ください。
4. この証明書は地震保険料控除の申告以外にはご使用できません。

ご不明点がございましたら、必ず先頭に記載の「お問い合わせ先」までご確認ください。

「保険料控除証明書ハガキ」見本 例②：生命保険料控除証明書ハガキ

郵便はがき

料金後納郵便
MS&AD
三井住友海上

親展
重要

1AH10000016#

保険料控除証明書

「年末調整」または「確定申告」の際にご使用
できますので、大切に保管してください。

お聞き合わせ先
☎ 0120-922-873
受付時間：平日 9:00~18:00
土 9:00~17:00

〒270-1381 千葉県印西市大塚2-2-1
三井住友海上火災保険株式会社 営業事務部
AAA: []
023: []

●ご案内は内側にあります。
水に濡れているときは、十分に乾かして、ゆっくりにくいにはがしてください。

日頃より三井住友海上をご利用いただきありがとうございます。
右記二枚の「保険料控除証明書」をお送りいたします。「年末調整」または「確定申告」の際にご使用できますので、大切に保管してください。

【生命保険料控除制度の概要】

生命保険料控除制度は、平成24年1月1日以降の契約等より、新たに「介護医療保険料控除」が創設され、「介護医療保険料控除」「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」の3つの制度に改定されました。
当社でのご契約については、生命保険料控除の適用は下表のとおりとなります。

対象となるご契約
〔終身医療保険・医療保険(定期タイプ)〕VIV終身・VIV定期〔V-CARE〕
介護費用保険「積立介護費用保険」「障害疾病保険」「所得補償保険」「長期所得補償保険」「積立所得補償保険」「積立傷害疾病保険」「積立がん保険」等

適用される生命保険料控除制度
・介護医療保険料控除
・保険期間が平成24年1月1日以後のご契約
・旧一般生命保険料控除
・介護医療期間が平成23年12月31日以前のご契約
ただし、平成24年1月1日以後に介護医療保険料控除の対象となる特約の中途解約等により契約内容の変更が行われた場合、変更日以降の保険料2割、上記介護医療保険料控除が適用されます。

このご契約は、旧一般生命保険料控除(旧制度)が適用となり、控除額は次のとおりです。
◆旧一般生命保険料控除額

(1) 所得税(国税)	控除対象保険料	控除額(年間)
025,000円まで	025,000円まで	12,500円
025,000円超 50,000円まで	025,000円超 50,000円まで	12,500円+12,500円
050,000円超 100,000円まで	050,000円超 100,000円まで	12,500円+25,000円
0100,000円超	0100,000円超	一律50,000円

(2) 個人住民税(地方税)	控除対象保険料	控除額(年間)
015,000円まで	015,000円まで	7,500円
015,000円超 40,000円まで	015,000円超 40,000円まで	7,500円+7,500円
040,000円超 70,000円まで	040,000円超 70,000円まで	7,500円+17,500円
070,000円超	070,000円超	一律35,000円

※「一般生命」「個人年金」の各保険料控除をおお合わせた控除限度額は、所得税が100,000円、個人住民税が70,000円です。
※前制度、旧制度が適用されるご契約の両方にご加入の場合、控除限度額は所得税が120,000円、個人住民税が70,000円です。

上記の取扱いは平成29年9月現在のものです。
ご契約内容に変更がある場合は、必ず先頭に記載の「お問い合わせ先」までご連絡ください。ご住所の変更は、当社ホームページ(http://www.ms-ins.com)の「お客さまWebサービス」または、スマートフォンアプリ「スマ保」(※4)からご連絡いただけます。ご契約内容についてはご利用いただけません。

ご契約の取扱代理店 []

平成29年分 **生命保険料控除証明書** **重要**

保険契約者 []
適用制度 旧一般生命保険料控除
保険の種類 介護特約付健康長期保険
証券番号 []
保険期間 平成22年 9月30日より 終身
被保険者 []

控除対象保険料 23,300円

控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。

平成 29年 8月 18日 三井住友海上火災保険株式会社
東京都千代田区千代田 1-1-119

＜ご注意＞
1. 上記の控除対象保険料は、本年8月末のご契約内容に基づき、上記証券番号号における平成29年1月1日から平成29年12月31日までのお支払い保険料を控除対象保険料として表示しています。
・分割払のご契約につきましては、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの保険料を所定の払込期にお支払いいただいたものとして算出しています。
・一時払等のご契約につきましては、一時払保険料等を保険期間(年数)等で割って算出しています。
・葬祭費用・健康増進、賠償責任等の特約がセットされている契約につきましては、その特約部分の保険料は控除対象外となるため、特約部分の保険料を差し引いて表示しています。
・本年9月以降にご契約内容の変更手続等された場合は、控除対象となる保険料、適用制度が変更となる場合があります。
2. この証明書は生命保険料控除の申告以外にはご使用できません。

ご不明点がございましたら、必ず先頭に記載の「お問い合わせ先」までご確認ください。